第2次川口市環境基本計画機要版

学成23年3月



望ましい環境像

郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

- ◆郷土への愛着をもち、地球のことを考え、行動することのできる「地球市民」 が、環境共生都市を実現していきます。
- ◆生活にやすらぎをもたらす水と緑豊かな自然環境を守り、生活様式や事業活動のあり方を見直すことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりに取り組みます。
- ◆市民・事業者・市のすべての主体が連携・協働して取り組み、川口市全域 に活動の輪を広げます。
- ◆環境学習を通じて市民一人ひとりが自らの問題として考え、行動します。

望ましい環境像の実現に向けた施策

Ι 環境の保全・創造

Ⅰ-1 地球環境に配慮した暮らしを実践するまち

市民・事業者・市は、生活様式や事業活動を地球環境にやさしいものへ変えながら、環境への負荷を低減し、協働により、温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」を形成していきます。

Ⅰ-2 健康で安心して暮らせるまち

健康で安心して暮らせる生活環境をつくるため、発生源となる事業活動などを監視し、 公害の発生を未然に防ぐ規制・指導、普及啓発の施策を推進していきます。

Ⅰ-3 豊かな自然とともに快適に暮らせるまち

かけがえのない自然との共生を図り、生物の多様性を保全するために、武蔵野の面影を残す樹林地や河川などの保全と活用を適切に行い、身近な緑を創造していくことで、自然環境の量的・質的向上を図るとともに、貴重なまちの財産として次世代に引き継いでいけるよう施策を推進していきます。

また、歴史的・文化的遺産も、人と自然との共生の記録でもあることから、都市環境 を構成する財産として、これらを保存・活用していきます。

I-4 限りある資源を有効に利用し循環型社会を形成するまち

ごみは、人が生活する上で必然的に発生するものですが、環境への負荷を低減するという観点からも、3Rの取り組みを推進し、ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し利用される「循環型社会」を形成していきます。

Ⅱ 連携・協働による取り組みの推進

市民・事業者・市の連携を強化し、パートナーシップの形成を推進していきます。

Ⅲ環境学習の推進

環境共生都市として、持続可能な社会を形成し、将来世代へ良好な環境を継承していくために、 環境学習を通じて、一人ひとりが社会経済活動や生活様式と自然との関わりに気付き、自らの 行動が人や自然に与える影響を理解し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを目指します。

施策

1-1 環境への負荷の低減 1-2 地球高温化の防止 2-1 発生源に対する規制および指導 2-2 大気汚染防止対策 2-3 環境監視の推進 2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化 2-5 エコドライブの普及と促進 3-1 発生源に対する規制および指導 3-2 総合的な水質改善対策の推進 3-3 環境監視の推進 3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発 4-1 発生源に対する規制および指導 4-2 有害化学物質による汚染防止対策 4-3 環境監視の推進 4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供 5-1 樹林地の保全 5-2 水辺地の保全 5-3 農地等の保全と活用 5-4 身近な緑の保全と創出 6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承 6-1 文化財の保護・保存と活用 6-3 美しい景観とまちづくり 6-4 まち美化の推進 7-1 ごみの発生・排出抑制(リデュース)の推進 7-2 再使用(リユース)の推進 7-3 再生利用(リサイクル)の推進 7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備 8-1 さまざまな主体との協働の推進 8-2 コミュニティ活動の支援 8-3 自主的な市民活動の支援 8-4 協働推進の仕組みづくり

9-2 環境に出会う機会づくり

9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発

9-1 環境に目を向ける人づくり

9-3 環境を学ぶ場所づくり

個別目標と目標達成のための取り組み

目標 1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします

生活環境や自然環境に対する負荷を軽減し、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素なまちを目指し、地域から率先して行動します。

【主な施策】

- ●省エネルギー、省資源化、環境への負荷をかけない活動へ転換します。
- ●建物の断熱化や省エネ設備の導入などの地球高温化防止の取り組みを促進します。



目標 2 空気のきれいな、落ち着きのあるまちにします

事業活動や日常生活から発生する大気汚染を防止し、騒音・振動、悪臭を削減するため、監視体制を整え、 規制や指導を行うほか、自動車利用の抑制などを啓発し、良好な大気環境づくりを目指します。

【主な施策】

- ●市内に一般環境大気測定局および自動車排出ガス測定局を配置し、大気汚染の常時監視を行います。
- ●関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。

目標3 きれいな水の流れるまちにします

事業所や家庭からの排水対策と河川への流入水の浄化、水質汚濁物質の除去を進め、土壌汚染対策とこれを通じた地下水汚染を未然に防止し、清らかな水の流れるまちを目指します。

【主な施策】

- ●国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。
- ●地下水、公共用水域の常時監視を行います。
- ●市民や事業者に対して、水質浄化対策の啓発を行います。

目標 4 有害化学物質による汚染のないまちにします

事業所が取り扱う有害な化学物質を適正に管理し、代替物質へ転換を促進するほか、市民・事業者・市が 化学物質に対する正しい情報や知識を共有することで、環境リスクの低減と拡散防止を目指します。

【主な施策】

- ●パトロールや市民からの情報提供により、法令基準に適合しない焼却炉による違法な焼却を防止します。
- ●有害化学物質に関する正確な知識の普及と、市民への情報提供を推進します。

目標 5 人と自然が共生するまちにします

市域に残る貴重な自然資源を保全し、将来にわたって、人を含めたすべての生き物が良好な関係で共生できるまちを目指します。

【主な施策】

- ●市民との協働による樹林地の保全・管理を推進します。
- ●治水対策、水質改善と共に生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。



市内公共施設の グリーンカーテン

これまで受け継がれてきた歴史的・文化的資産のほか、良好なまちの景観や美観は、川口のまちを構成する貴重な財産であることから、これらを大切にする魅力あるまちを目指します。

【主な施策】

- ●市のホームページや広報紙等を活用し、市民への文化財の紹介に努めます。
- ●鋳物技術講習会を通じ、鋳物・釣り竿などを中心とする地場産業の文化・伝統技術の継承・振興を支援します。

目標フ ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます

ごみの発生・排出を抑制するとともに、資源として有効利用が可能なものはできるだけ 再使用または再生利用する資源循環型のまちを目指します。

【主な施策】

- ●資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。
- ●ごみの減量化や再資源化を推進するため、市のホームページや環境部広報紙などで、3Rの推進、 環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて積極的に普及・啓発活動を行います。



目標8 協働して環境共生都市をつくります

市民・事業者・市がおのおのの責務と役割を果たし、互いの立場を理解しながら協働して、環境と共生する持続的に発展できるまちを目指します。

【主な施策】

- ●市民・事業者・市が協働して、温室効果ガスの削減に取り組み、地球環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルへ転換していきます。
- ●廃棄物の減量および適正な処理、循環型社会の形成などについて、市民・事業者・市が協働して調査・研究します。

目標 9 主体的に環境学習をすすめます

一人ひとりが、環境について学び、郷土への愛着を持つ「地球市民」を目指し、持続的に発展できるまちをつくります。

【主な施策】

- ●研修会、講習会などの開催により、リーダーの養成や職員、教員の資質向上を図り、環境教育に関する人材の確保 に努めます。
- ●環境教育・環境学習の拠点を定め、学習環境の充実を図ります。



環境出前講座「エコ・スクールン」の様子



キャンドル・ナイトの様子

計画の基本的事項

【計画策定の背景】

本市では、2001 (平成 13) 年 3 月に「川口市環境基本計画」、2008 (平成 20) 年 3 月には「改訂川口市環境基本計画」を策定し、各種の環境保全施策を推進してきましたが、より一層の温室効果ガスの削減や生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みが進むなか、地球環境保全のための地域の対応がますます求められてきました。

本市は、人口減少・少子高齢社会の到来や地方分権の推進など本市を取り巻く状況変化に対応するため、まちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位計画として、「第4次川口市総合計画」を2010(平成22)年4月に策定しました。

このたび、これらの状況を踏まえ、本市において効果的に環境保全に取り組むため、「第 2次川口市環境基本計画 | を策定しました。

【計画の目的・役割・位置づけ】

- ●「環境基本条例」の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策 を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。
- ●「第 4 次川口市総合計画」(2010(平成 22)年 4 月策定)に定められた将来都市像「緑うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」を実現するための施策の基本的な方向性を環境面から補完し、同総合計画の基本理念の一つである「環境との共生」を具体化するための計画です。
- ●市民・事業者・市が共に環境に配慮した行動に取り組むための指針となるものです。
- ●「第4次川口市総合計画」を上位計画とし、国や埼玉県の環境政策と連携を図り、各種の個別計画や個別施策に対して環境への配慮を促します。

【計画の期間】

「第4次川口市総合計画」の計画期間に合わせて、2011(平成23)年度から2022(平成34)年度までとします。

【計画の推進】

本計画の進行管理は、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Act) という PDCA サイクルに基づき、環境マネジメントシステムの活用等により進捗状況を 点検して環境報告書として公表し、施策の進め方や計画の見直しを行います。

【計画の推進体制】

本計画は、市民・事業者・市の協働により推進します。



第2次川口市環境基本計画 概要版 平成 23 年 3 月

- ■発行者 川口市
- ■編集 川口市環境部環境総務課 〒332-0001 埼玉県川口市朝日 4-21-33 TEL 048-228-5376 FAX 048-228-5322 HPアドレス http://www.city.kawaguchi.lg.jp E-mail 090.01000@city.kawaguchi.lg.jp



きらり川口 ゆめわ~く